

浦安市規則第66号

政治倫理の確立のための浦安市長等の資産等の公開に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための浦安市長等の資産等の公開に関する条例施行規則
(平成7年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項中「(同条第3項において準用する場合を含む。)」
を削る。

第7条前段中「第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)」
を「第5条」に改める。

第8条及び第9条第2項中「第7条第1項(同条第2項において準用する場
合を含む。)」を「第7条」に改める。

第10条第2項中「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を削り、
「第5条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)」を「第5条」
に、「第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)」を「第7
条」に改める。

第11条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第7項までを1項
ずつ繰り上げる。

第13条第2項中「第11条第2項」を「第11条第1項」に改める。

別記第1号様式から第10号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第11号様式中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。